

JBA人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下、「JBA」という。）は、吹奏楽指導者である会員が、各自の専門分野において知識と経験を生かして青少年の音楽教育、情操教育のため力を尽くし、次世代の指導者の識能向上に資するとともに、生涯にわたって音楽を愛好する生涯学習の基盤を醸成するため、JBA人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(設置)

第2条 人材バンクは、JBA本部に設置する。

(人材バンク委員会)

第3条 JBA本部に人材バンク委員会を設置して、人材バンクの運営を行う。

(人材バンクへの登録)

第4条 人材バンクへの登録は、登録を希望するJBA会員の中から、講師等として推薦できる人材を選考し、JBA人材バンク登録者基本台帳（様式第1号。以下「登録者台帳」という。）に記載することにより行うものとする。

(登録の要件)

第5条 人材バンクに登録することができる者は、JBA会員（定款第6条）の内、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 別表に定める分類中のいずれかに関する実績又は資格を有する者
- (2) 個人、勤務先、各種団体等において吹奏楽活動に従事している者
- (3) 吹奏楽の発展に貢献する意欲のある者

2 人材バンクへの登録の目的が、政治または宗教を目的とする活動である場合は、登録者台帳に記載しないものとする。

(登録の手続き)

第6条 人材バンクへの登録は、JBA人材バンク登録申込書（様式第2号。以下「登録申込書」という。）により行うものとする。

(登録の申込み)

第7条 人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、登録申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、申込書の提出があったときは、人材バンク委員会においてこれを審査し、その結果を人材バンク登録決定（不決定）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(登録料)

第8条 登録決定通知書を受領した申込者は、登録料を納入しなければならない。

2 登録料の額は、2年間で10,000円とする。

(登録の完了)

第9条 第6条第2項の規定により人材バンクに登録することを決定し、さらに前条の規定による登録料を納入した申込者について、登録者台帳に必要項目を登録し、登録を完了するものとする。

(登録期間等)

第10条 登録者台帳への登録期間は、登録した日から起算して2年とする。

2 会長は、前項の登録期間が満了したときは、直ちに当該登録者台帳に氏名その他の情報が登録された者（以下「登録者」という。）の記録を登録者台帳から抹消するものとする。ただし、登録期間の末日までに登録者が登録の更新を申し出たときは、当該登録を更新するものとする。

(登録の抹消)

第11条 会長は、登録者が次の各号に該当したときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該登録者の登録を抹消するものとする。

(1) 第4条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき

(2) 登録者が死亡したとき

(3) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

2 会長は、登録者から登録抹消の申出を受けたときは、直ちに、登録を抹消するものとする。

3 登録を抹消した場合、第8条の規定による登録料は返還しないものとする。

(登録内容の変更)

第12条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに会長に申し出なければならない。

2 登録者が登録内容の変更を申し出たときは、会長は速やかにこれを変更するものとする。

3 登録内容変更の申出は、登録申込書により行うものとする。

(人材の名称)

第13条 登録者名簿に登録した人材の名称を、「JBA推薦指導者」とする。

(登録事項の公開)

第14条 講師等の招聘に関する情報提供に資するため、登録者台帳から所要の項目を記載した「JBA推薦指導者名簿（以下、「名簿」という。）」を作成し、公開する。

2 名簿は、2年に1回更新する。

3 名簿は、効果的に活用するため、登録者の情報を別表に定める分類により整理して記載するものとする。

(派遣依頼の方法等)

第15条 講師等の招聘を希望する者(以下「依頼者」という。)は、前条の名簿の中から条件等を勘案して、原則として依頼者本人が当該登録者に直接依頼するものとする。

2 依頼を受けた登録者は名簿に示された条件を超えて報酬などを請求してはならない。ただし、名簿に示された条件以外の経費負担については、依頼者及び登録者双方が協議の上定めるものとする。

3 依頼者及び登録者は、派遣の実施にあたり、両者間で取り決めた条件の不履行により、双方が損害を被らないよう留意しなければならない。また、JBAは派遣実施に関し、一切の責任を負わないものとする。

(利用状況の報告及び照会)

第16条 登録者は、派遣事業が終了した場合、本部事務局に状況を報告しなければならない。

2 登録者は、登録者台帳の利用状況に関して、会長に照会することができる。

3 会長は、前項の規定による照会があったときは、速やかに回答するものとする。

(登録台帳の管理)

第17条 登録者台帳は、本部事務局長(以下、事務局長という。)が管理する。

2 事務局長は、登録台帳の個人情報の取扱いについては、厳重に管理しなければならない。

3 事務局長は、登録者台帳を人材バンク以外の目的で使用し、又は使用させてはならない。

(登録者台帳の閲覧)

第18条 人材バンク委員会の委員は、事務局長に対し登録者台帳を閲覧することを求めることができる。

2 事務局長は、前項の規定により登録者台帳の閲覧を求められたときは、特に支障がない限り、これを認めなければならない。

3 登録者台帳を閲覧した者は、当該閲覧によって得た情報を、人材バンクに関する業務以外の目的で使用してはならない。

(庶務)

第19条 人材バンクの庶務は、本部事務局において処理する。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月21日から施行する。

登録人材選考の基準

専 門 分 野	経 歴 の 基 準
指 揮 者	プロオーケストラの指揮者又は経験者 プロ吹奏楽団の指揮者又は経験者 音楽大学等吹奏楽団の指揮者又は経験者 プロジャズバンドの指揮者又は経験者
吹奏楽指導者	全国規模の吹奏楽コンテスト等で優秀な成果を収めた指導者 J B A 認定 1 級合格者
楽 器 指 導 者	プロのオーケストラ又は吹奏楽団の奏者又は経験者 専門大学の管・打楽器講師以上の職にある者又はその経験者 プロジャズバンドの奏者又は経験者
作 ・ 編 曲 家	吹奏楽曲の作・編曲において著名な著作がある者 プロジャズバンドの作・編曲者又は経験者
吹奏楽教育家	吹奏楽教育に関する著名な著作がある者
そ の 他	本基準に定める種別以外で特に必要と認める者